

審 第 6 0 8 号
答 申 第 2 6 6 号
令和3年5月31日

千葉県知事 熊谷 俊人 様

千葉県個人情報保護審議会
会 長 土 屋 俊

審査請求に対する裁決について（答申）

平成30年8月16日付け学第〇〇号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

諮問第238号

平成30年7月9日付けで審査請求人から提起された、平成30年5月23日付け学第〇〇号で行った自己情報部分開示決定に係る審査請求に対する裁決について

答 申

1 審議会の結論

千葉県知事（以下「実施機関」という。）が平成30年5月23日付け学第〇〇号で行った自己情報部分開示決定（以下「本件決定」という。）について、千葉県個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）は、次のとおり判断する。

実施機関の決定は結論において妥当である。

2 審査請求の経緯

- (1) 審査請求人は、未成年者である審査請求人の子（以下「本件生徒」という。）の法定代理人として、平成30年5月8日付けで、実施機関に対し、千葉県個人情報保護条例（平成5年千葉県条例第1号。以下「条例」という。）第16条第1項の規定により、「〇〇中等部から提出された〇〇に関する文書」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- (2) 実施機関は、本件開示請求に対し、「〇〇年生〇〇君の件について」（以下「本件文書1」という。）、「〇〇中等部〇〇年〇〇の案件について」（以下「本件文書2」という。）及び「インターネット上のトラブルについて」（以下「本件文書3」といい、本件文書1及び本件文書2と併せて「本件文書」という。）を特定し、本件決定を行った。
- (3) 審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、実施機関に対し、平成30年7月9日付けで審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。
- (4) 実施機関は、本件審査請求を受けて、条例第47条第1項の規定により、平成30年8月16日付け学第〇〇号で審議会に諮問した。

3 審査請求人の主張要旨

審査請求人は、審査請求書において、以下のとおり主張している。

(1) 本件審査請求の趣旨

本件決定のうち本件文書1及び本件文書2の開示しない部分を不開示とした本件決定を取り消すとの裁決を求める。

(2) 本件審査請求の理由

ア 実施機関は不開示理由を条例第17条第2号及び第3号該当部分により不開示としている。

イ しかし、不開示となった本件文書1及び本件文書2の不開示の部分は、

開示されるべきである。

ウ その理由は〇〇中等部（以下「本件学校」という。）が実施機関に偽りの事実と本件学校の都合の良い事だけを報告している疑いがあるからである。また、既に開示された内容では全容を把握できず、開示を請求した目的が達成できない。

4 実施機関の弁明要旨

実施機関は、弁明書において、おおむね以下のとおり主張している。

(1) 本件文書の特定及び内容について

ア 本件文書の特定について

本件開示請求を受け、本件文書を特定し、本件決定を行った。

イ 本件文書の内容

(ア) 本件文書1は、本件学校から、いじめが疑われる事案を説明するために、本件学校からの聞き取り時に資料として実施機関に提出された文書である。

(イ) 本件文書2は、本件学校から、前記(ア)の経過報告として、実施機関に提出された文書である。

(ウ) 本件文書3は、本件学校から、審査請求人の夫の求めに応じて本件学校側が出した文書の写しを、参考として実施機関に提出された文書である。

(2) 本件決定の理由

実施機関は、学校教育法（昭和22年法律第26号）等に基づき、私立の小学校、中学校、高等学校等の設置、廃止、設置者の変更等に当たり認可庁として認可し、また、その学校が、設備、授業その他の事項について、法令等に違反したときは、所轄庁として指導する権限等を有している。なお、私立学校は、学校法人が設置する学校であり、その自主性が重んじられているところである。

本件文書は、前記(1)イのとおり、本件学校から提出されたものであるが、その一部を不開示とし本件決定を行った理由については、以下のとおりである。

ア 不開示部分について

(ア) 本件文書1で不開示とした部分

本件文書1の2頁の「〇〇月〇〇日」に記載の不開示部分（以下「本件不開示部分1」という。）は、条例第17条第3号に、また、本件文書1の1頁から3頁までに記載の不開示部分のうち本件不開示部分1以外の不開示部分（以下「本件不開示部分2」という。）は、同条第2号に該当するとして、当該部分をそれぞれ不開示としたものである。

(イ) 本件文書2で不開示とした部分

本件文書2の2頁の「平成〇〇年〇〇月〇〇日(金)」の最下段に記載の不開示部分(以下「本件不開示部分3」という。)は、条例第17条第3号に、また、本件文書2の1頁及び2頁に記載の不開示部分のうち本件不開示部分3以外の不開示部分(以下「本件不開示部分4」という。)は、同条第2号に該当するとして、当該部分をそれぞれ不開示としたものである。

(ウ) 本件文書3で不開示とした部分

本件文書3の1頁から3頁までに記載の不開示部分(以下「本件不開示部分5」という。)は、条例第17条第2号に該当するとして、当該部分を不開示としたものである。

イ 本件決定の通知書における不開示理由について

(ア) 条例第17条第3号該当

法人等に関する情報であって、開示することにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報が含まれているため。

(イ) 条例第17条第2号該当

開示請求者(本人)以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報又はその権利利益を害するおそれがある情報が含まれているため。

ウ 条例第17条第3号該当性について

番号2及び4の不開示部分は、いずれも前記(1)イ(ア)のいじめが疑われる事案に係る学校職員の見解に関する情報である。こうした情報を開示することは、本件学校を設置した学校法人の見解との誤解を招く可能性が含まれる。

よって、これらは、当該法人に関する情報であって、開示することにより、当該法人(本件学校側)の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものである。

エ 条例第17条第2号該当性について

番号1、3及び5の不開示部分は、本件学校が確認した本人以外の者の氏名及びその者が行った行為に係る情報である。

よって、これらは、本人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの、若しくは開示することにより、なお本人以外の個人の権利利益を害するおそれがあるものである。

また、これらは、条例第17条第2号ただし書イ、ロ、ハ及びニには該当しない。

(3) 弁明の内容

審査請求人は、前記3(2)ウのとおり、本件文書1及び本件文書2は、本件学校が実施機関に偽りの事実と本件学校の都合の良い事だけを報告している疑いがあり、また、開示された内容では全容を把握できず、開示を請求した目的が達成できない旨主張する。

しかしながら、審査請求人がいう不開示部分は、条例第17条に規定された不開示情報となる個人情報又は法人情報であり、同条は不開示情報が含まれている場合を除き、開示請求者に対し開示請求に係る個人情報を開示するものである。

したがって、審査請求人は条例の解釈を誤ったものであり、審査請求人の開示を請求した目的が達成できないという主張には理由がない。

なお、本件文書は、実施機関が本件学校を指導する上で得た情報で、本来対外的に開示することを想定しないものである。これらの情報を開示することで、実施機関が本件学校からの正確な情報を得ることが困難となって、適正な指導が行えなくなる可能性があり、条例第17条第6号に規定する、実施機関の指導に係る事務に関し、当該事務若しくは将来の同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正若しくは円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものと考えられる。

よって、これを理由に、全て不開示として扱うことも可能であるが、本件決定に当たっては、開示請求者の事情を考慮し、可能な限り開示することとして対応したものである。

5 審議会の判断

(1) 本件文書及び不開示情報について

ア 本件文書は、本件学校における本件生徒に係る調査内容、本件学校の職員の見解等を記録した情報が記載された文書であり、前記4(2)の学校教育法等に基づく指導権限等により、実施機関が本件学校から提出を受けた文書である。

イ 本件文書のうち、実施機関が本件決定において不開示とした情報は、本件不開示部分1から5までのとおりであり、審議会として、

(ア) 本件生徒以外の第三者に関する情報（本件不開示部分2、4及び5。以下「本件第三者情報」という。）

(イ) 本件学校の職員の見解に関する情報（本件不開示部分1及び3。以下「本件見解情報」という。）

と分類した。

ウ 実施機関は、これらの不開示情報について、前記4(2)及び(3)のとおり、本件決定は妥当であると主張するので、以下、その不開示情報該当性について検討する。

(2) 不開示情報該当性について

ア 本件第三者情報について

(ア) 実施機関は、本件第三者情報について、条例第17条第2号に該当し、不開示が妥当であると主張するので、以下、検討する。

(イ) 本件第三者情報は、本件生徒以外の第三者の氏名及び言動に係る情報であり、本件生徒以外の個人に関する情報であって、本件生徒以外の特定の個人を識別することができるものであるから、条例第17条第2号本文に該当する。

そして、本件第三者情報については、同号ただし書イ、ロ、ハ又はニに該当する特段の事情も認められない。

さらに、条例第18条第2項による部分開示について検討すると、本件第三者情報は個人識別部分であり、開示の余地はない。

(ウ) したがって、本件第三者情報は、条例第17条第2号に該当し、不開示が相当である。

イ 本件見解情報について

(ア) 実施機関は、本件見解情報について、条例第17条第3号に該当し、不開示が妥当であると主張するが、審議会は、本件見解情報の性質を踏まえ、職権により、同条第6号に該当するか検討する。

(イ) 条例第17条第6号は、事務又は事業の適正な遂行を確保するため、県の機関等が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものを不開示情報としており、典型的なものを同号イからへまで例示的に掲げている。

(ウ) 本件見解情報は、本件開示請求に係る事案についての本件学校の職員の見解に関する情報であり、本件学校はそのことが外部に漏れないことを前提として実施機関に当該情報を提供していると考えられる。

そうすると、本件見解情報を開示すると、実施機関が本件学校からの正確な情報を得ることが困難となって、実施機関と本件学校における連携・協力が円滑に行われなくなり、実施機関による本件学校に対する指導等に係る業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものと認められる。

(エ) したがって、本件見解情報は、条例第17条第6号に該当し、不開示が相当である。

(3) 結論

以上のことから、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

なお、審査請求人のその他の主張は、本件決定の適否に関する審議会の判断に影響を及ぼすものではない。

6 審議会の処理経過

審議会の処理経過は、次のとおりである。

審 議 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成30年8月17日	諮問書（弁明書の写しを含む）の受理
令和2年3月26日	審議（令和元年度第11回第1部会）
令和2年6月25日	審議（令和2年度第1回第1部会）

千葉県個人情報保護審議会第1部会（五十音順）

氏 名	職 業 等	備 考
海野 朋子	千葉家庭裁判所家事調停委員	
川瀬 貴之	千葉大学大学院 社会科学研究院准教授	
土屋 俊	大学改革支援・学位授与機構 研究開発部特任教授	部会長
永嶋 久美子	弁護士	部会長職務代理者